

◆固定資産税の課税について

―土地・建物などの評価・課税―

固定資産税は、白鷹町にある土地、家屋、償却資産を毎年1月1日（基準日）現在で評価し、基準日時点の所有者に課税するものです。現在、税務出納課では、平成26年度の課税に向けた作業（土地の現況調査と評価、新增改築家屋の調査と評価、償却資産申告の受付）を行っています。

平成25年1月2日から平成26年1月1日までの期間で、次に該当する固定資産を所有するかたは、お手数でもご連絡願います。公平な課税をさせていたいただくためにも、ご協力よろしく願います。

土地

●土地の現況（利用状況）が変わったとき
 ※住宅を取り壊して、駐車場や資材置き場、空き地にした
 ※山林や原野を造成して、宅地や駐車場、資材置き場にした

家屋

●家屋（建物）に異動があったとき
 ※建物を新增改築した、取り壊した、など

（5月に送付しました「所有建物確認のお願い」などにより、すでにご報告いただいたかたは、今回の連絡は不要です。）

償却資産

●償却資産は、事業用資産の所有者に申告の義務があります。12月中旬に申告書を送付しますので、1月21日まで申告をお願いします。平成25年中に新たに取得されたかた、または今までに申告されなかったかたで、申告書が届かない場合は、ご連絡ください。申告書などを送付します。

■問い合わせ 税務出納課
 資産税係 ☎85-6133

町税等納付済通知書（口座振替分）の廃止について

町税等の口座振替をご利用のかたには、これまで、納付いただいた町税等の金額をお知らせする「町税等納付済通知書（口座振替分）」を課税翌年度の6月に送付していましたが、省資源化の推進や事務の合理化を図るため、平成25年度課税分から廃止とさせていただきます。今後は、納税通知書や預貯金通帳への記帳等で金額を確認くださるようお願いいたします。

なお、継続検査（車検）が必要な車両の軽自動車税については今までもおり送付します。また、確定申告の社会保険料控除に利用する保険税等については、申請に応じて納付確認書を無料で交付します。

- 【廃止の対象となる税等】
- ① 町県民税
 - ② 固定資産税・都市計画税
 - ③ 国民健康保険税
 - ④ 介護保険料
 - ⑤ 後期高齢者医療保険料
 - ⑥ 保育料

■問い合わせ 税務出納課
 収納係 ☎85-6106

冬期間の「油流出事故」にご注意ください！

冬は暖房機器を使う機会が増えます。一般家庭や事業所において、ホームタンクや配管から灯油などの油類が漏れ出し、河川などに流れ出すケースが毎年発生しています。

その多くが人為的ミスによるものです。油がいったん流れ出すと水や土壌の環境汚染をもたらすばかりでなく、流出防止のためのオイルフェンス設置、吸着マットによる吸い取り、汚染された土の処分など、大掛かりな対応が必要となります。

これらの多くの費用は、事故を起こした原因者が責任を持って負担しなければなりません。

【主な発生原因】

- ① 給油時の不注意による流出
 - ・給油中にその場を離れてしまう。
 - ・ホームタンクの元栓を閉め忘れる。
- ② 落雪による配管の破損
- ③ 除雪作業による配管の破損

【防止策】

- ① 給油時はその場を離れず、終わったらしっかり元栓を閉め、確認する。
- ② 落雪による配管破損の防止対策を行うほか、腐食や亀裂がないか定期点検に努める。
- ③ 除雪のときは、配管などを壊さないように注意する。

■問い合わせ

町民課くらし環境係 ☎85-6131

建設水道課管理係 ☎85-6140